

令和6年5月28日
 庁舎整備担当部
 危機管理部

本庁舎敷地内における災害対策用井戸の現状と運用について

1 主旨

区では、平成23年3月11日に起きた東日本大震災をきっかけに、災害対策本部機能強化の一環として、平常時は飲用として活用し、災害時には区民に井戸水を供給できるよう、揚水ポンプやろ過機等の機器を備えた災害対策用井戸を区役所第三庁舎外に設置した。その後、本庁舎等整備に伴い災害対策用井戸の移設が必要となったため、令和6年3月の1期棟竣工にあわせて、井戸の再掘削やろ過機等の機器の移設を実施した。

移設後、災害対策用井戸の揚水量の低下及び水質の不安定な状況が確認されたため、当該井戸の現状と運用について報告する。

2 これまでの経緯【別添資料参照】

本庁舎等整備に伴う災害対策用井戸の移設に係る経緯は下記のとおり。

令和3年6月	井戸の再掘削（1回目）
	揚水試験の結果、想定水量を確保できず
7月	本庁舎等整備工事 着工
	井戸の再掘削（2回目）
8月～10月	揚水試験の結果、想定水量の確保を確認
令和5年9月～3月	揚水ポンプ・ろ過機等の移設
令和6年1月	揚水試験の結果、想定水量を確保できず
3月上旬	水質検査の結果、一部項目で水質基準の超過
3月中旬	水質検査の結果、水質基準の改善を確認 (水道法の水質基準に適合)

3 揚水量の低下及び水質が安定しないことの想定原因について

地下水は、雨水が長い年月をかけて地中に浸透し、水が溜まりやすい地層に貯留されるが、区役所本庁舎敷地は周辺では最も標高の高い場所に位置し、降雨量の減少や近隣河川の水量変化によっていち早く影響を受ける場所となっている。また、地下水補給元となる河川から当該井戸までの経路周辺で行われる地下工事等の影響を受けることも想定されるが、現段階では、揚水量の低下及び水質が安定しないことの原因を特定できない。

4 運用方法について

当面は、新庁舎での飲用による活用は控え、トイレの洗浄水として供給を行う。あわせて定期的な水質検査及び井戸内水位の計測を実施し、状況の把握に努める。今後、災害対策用井戸の揚水量及び水質の安定が見込めた段階で新庁舎での飲用利用、災害時の区民への井戸水供給を開始する。

5 今後のスケジュール（予定）

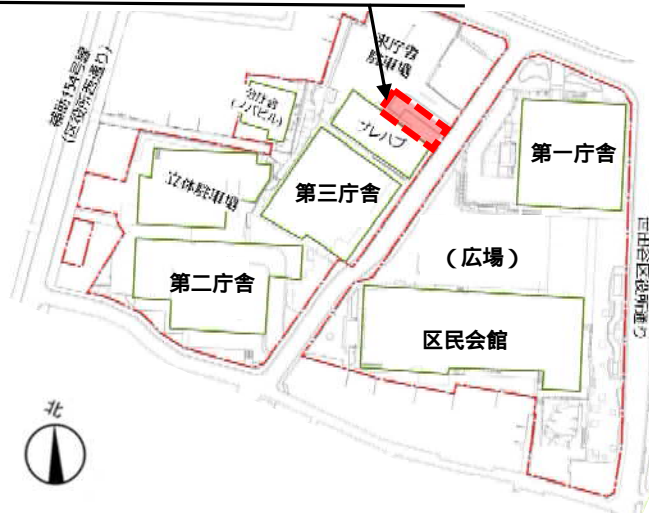
令和6年 6月	本庁舎トイレ洗浄水への給水開始
---------	-----------------

【移設後】
災害対策用井戸（井水ポンプ室） 拡大

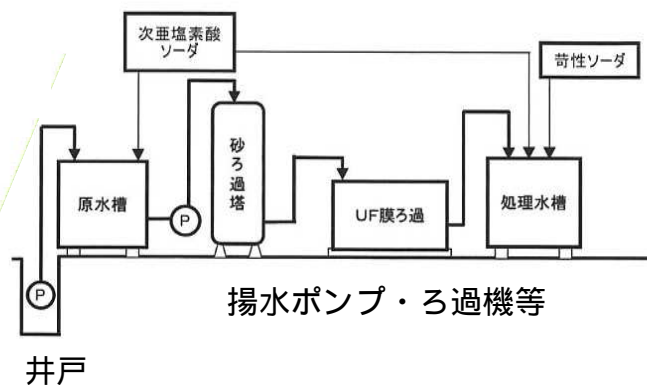


新庁舎の配置図における災害対策用井戸の位置

【移設前】
災害対策用井戸（井水ポンプ室）



旧庁舎の配置図における災害対策用井戸の位置



災害対策用井戸（システムイメージ）

表：各井戸の揚水量比較

	移設前井戸	移設井戸 (再掘削1回目)	移設井戸 (再掘削2回目)	
施工日	平成24年 9 月	令和 3 年 6 月	令和 3 年 7 月	
揚水量 計画水量は 120 ℓ / 分 (7 m ³ / 時)	119 ℓ / 分 (7 m ³ / 時)	13 ℓ / 分 (0.8 m ³ / 時)	120 ℓ / 分 (7 m ³ / 時) 令和 3 年 7 月	42 ℓ / 分 (2.5 m ³ / 時) 令和 6 年 1 月